

# 基礎から学ぶ法人税講座

平成26年 **11月20日(木)・27日(木)**

午後1時～午後5時 古川商工会議所第3研修室

法人税は、企業自らが所得金額をもとに複雑な税額を計算し、税務署に申告・納付する仕組みです。本講座では、実務における重要事項、特に疑問が生じやすい、誤りやすい項目を、事例を交えて分かりやすく解説します。

講師  
税理士法人さくらパートナーズ  
代表社員・税理士 つつい としあき 筒井 俊明 氏

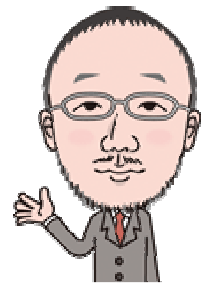
【対象】法人税の基礎を学びたい方、代表者・経理担当者など。原則として2日間出席可能な方。

【お申込先・締切日】 **11月5日**まで古川商工会議所宛 下記申込書で **FAX** 等によりお申込下さい。

## 【2日間の内容】下記内容を2日間に分けて講義します。

※都合により内容を若干変更する場合があります。

- 法人税の計算の仕組み
  - 税法上の損金になるもの、ならないもの
- 減価償却資産を巡る税務
  - 耐用年数とは ・ 減価償却の計算方法
  - 小額減価償却資産とは ・ 修繕費の区分
  - 特別償却とは何か
- 交際費課税について
  - 交際費と使途秘匿金 ・ 交際費と隣接費用の区分 ・ 交際費の限度計算
- 役員賞与について
  - 役員の定義 ・ 役員報酬、役員賞与の支払いの注意点 ・ 役員給与の損金算入・不算入
- 貸倒損失と貸倒引当金
  - 貸倒損失の計上の注意点
- 欠損金の繰越控除
  - 繰越控除限度額
  - 繰戻還付制度
- 税額の計算方法
  - 実際の計算時の留意点
- 平成26年度 主な税制改正のポイント
- 税務調査のポイント
  - 準備と心構え



税理士 筒井俊明氏  
・東北大学法学部卒業  
・平成4年税理士資格登録

**募集定員:30名**

**受講料:千円** 税込

※受講料は2回分で千円ですが、事前にテキストを購入するため締切日以降にキャンセルの場合、受講料を頂戴します。

主催:古川商工会議所 TEL24-0055 Fax24-2820 ●共催:(公社)大崎法人会 TEL23-5859

〒989-6166 大崎市古川東町5-46

〒989-6166 大崎市古川東町5-46 3階 Fax22-6395

このまま切り取らずにFAX送信して下さい。 **FAX 24 - 2820**

事業所名		ご出席者	氏名	部署・役職名
住所	〒			
電話番号				
主な業種	業			